

戦後50年 宮古の現状と課題

～自然と文化の変容～

仲宗根 將 二

1. はじめに：沖縄戦と宮古

沖縄戦は国内唯一の地上戦として広く知られている。同時に単に地上戦であったというばかりでなく、直接戦争には何のかかわりもない非戦闘員をまきこんでの地上戦であったということで、その悲惨さ、異常さが機会あるごとに強調されている。さらにすでによく言われていることではあるが、あえて申しそえると戦争を本務とするはずの正規の軍人による一般県民の避難壕からの追いだし、食糧の強奪、方言を使うものはスパイとみなす、集団「自決」の強要等によって、天皇の軍隊は国体を守ることを至上課題とし、国民を守らないという天皇の軍隊の論理を内外に鮮明にしたということも指摘しておきたい。

このように沖縄戦は国内唯一の非戦闘員をまきこんだ地上戦であったということ、いくら強調してもしすぎるということはないけれども、反面そのことを強調するあまり、とかく地上戦のなかったところは大きな問題はなかったかのようにみなされがちであるということも見落してはならない大事な視点である。さしずめ宮古はその好例といえよう。教組の「6.23」(慰霊の日)特設授業や「8.15」(第2次世界大戦終結の日)等の関連で、戦時下の宮古を語るとき、しばしば痛感させられることである。

2. 宮古における「皇民教育」の終焉

第2次世界大戦中から敗戦直後にかけてのおよそ2年近く、人口数万たらずの宮古に約3万の陸海軍将兵が展開していた。この小さな島に主要な建物や畑も原野も接收して、3つの軍用飛行場(滑走路6本)を中心に、全島要塞化したといっても過言ではないほどに宮古全域に陣地が構築された。各学校は兵舎・病院等の軍用施設として接收され、未だ召集や徴用されずに残っている青壮年は、男女を問わず現地召集あるいは軍事基地接営に動員された。

連合軍の作戦計画では宮古も沖縄本島同様制圧の対象にされていたようだ(瀬名波栄『先島群島作戦(宮古篇)』)。1944(昭和19)年10月10日の、いわゆる「10・10空襲」にはじまって、明けて1945年3月、沖縄戦のはじまる直前から、8月15日の「ポツダム宣言」受諾発表に至るまで、連日連夜無差別爆撃にさらされている。1年余にわたって制海権も制空権も連合軍の手中にあって、輸送路は完全に絶たれ、武器・弾薬はおろか食糧まで入ってこない。その上に連日の爆撃で畑仕事など日常業務はまったくできないために、宮古はあげて極度の食糧危機に陥っていた。くわえて当時は風土病といわれたマラリアが猛威を

ふるっており、飢えとマラリアによって民間はもとより、多くの一般兵士の命も失われている。

1945年6月、沖縄本島における日本軍の組織的抵抗が終息に近づき、沖縄戦が事実上終結したのちも連合軍の爆撃はつづいていた。平良のまちはもとより、宮古中の集落のほとんどが焼野ヶ原となったのである。

このような経緯から、宮古の終戦は沖縄本島とは異なり、他府県と同様8月15日ということがいえる。いわゆる天皇による「ポツダム宣言」受諾の放送によって終戦を知らされている。120人の守備隊が駐屯していた来間島の国民学校がもっとも早く、8月17日守備隊とともに「停戦詔書」の「奉読式」を挙行している。その他の学校はいずれも8月21日から24日にかけて「奉読式」を挙行したことがそれぞれの学校沿革誌に記録されている。

8月31日には、前年11月1日以来、下地町字野原（現上野村）の特設壕（「御真影奉遷所」）に移され、男子教員が2人交替で昼夜を分たず命がけで「奉護」していた宮古内各学校の「御真影」や「勅語・詔書」類の「奉焼式」を挙行している。明治以来の宮古における「皇民教育」の終焉である。各小学校沿革誌によると、これら「奉読式」なるものは、内務次官通牒→宮古支庁→各学校長の順で伝達されている。このころ民間の通信手段はすべて連合軍の爆撃等で破壊されており、軍の通信機によってもたらされたであろうことをうかがわせている。

とはいうものの各学校での「奉読式」であり、さらには「勅語」等の「奉焼式」である。「停戦詔書」であれ、「奉読式」通牒であれ、1部では間に合わない。おそらく宮古支庁で必要分作成されて配付されたのであろう。当時は民間に印刷施設はなかったというから、それも活版刷りでなく、ガリ版刷りであったろう。

3. 「文化立島」をめざした人びと

このように戦後宮古の出発は、敗戦で価値体系は180度転回し、沖縄県は崩壊してしまったのに、県の宮古支庁や町村役場を中心に一定の秩序は保たれていたことを示している。

8月31日付で戦後初の教員の一部人事異動もなされている。9月2日、10日には郡下校長会が開かれ、15日からはおよそ1年ぶりに各学校は一斉に授業を再開（「下地かおる日記」、各学校沿革誌）、児童生徒の教育再開に尽力していることをうかがうことができる。

さらに宮古支庁は10月25日から12月1日まで1か月余にわたって「自動車運転技術員養成講習会」を実施している。米軍によって武装解除された日本軍払い下げの自動車を活用するための講習会である。11月29日には平良町役場で、町主催の町内会長・部落会長を召集しての常会が開かれた。日本軍払下げ兵舎の割当て、英語講習会の開催、米軍歓迎門の設置等について協議している（『みやこ新報』1945.12.1：『平良市史』第5巻資料編3収

録)。こうして12月1日からは町役場主催で英語講習会が開かれている。

(1) 新聞の創刊

また12月1日には純然たる民間の一般新聞『みやこ新報』が創刊している。開戦直後開局したばかりの日本放送協会沖縄放送局発信のラジオは、宮古では軍が展開したのち真空管を抜かれ、使用不能であった。その上、戦時統合させられた唯一の一般地元紙『宮古朝日新聞』も同年2月以来資材払底のために停刊を余儀なくされていた（瀬名波栄「新聞統合と軍の検閲」：『平良市史』第4巻資料編2収録）。その後の情報源といえば唯一軍の情報紙『神風』が一部民間に流れてくるていどである。しかしこれとて「大本営発表」で知られるように、大方は意図的につくられた敵愾心をあおり戦意高揚を企図した情報紙である。戦後になって、9月1日付から従前の『宮古朝日新聞』に改め、形式上は民間にゆだねられたが、実質は編集・発行ともにひきつづき軍管理下にあつて、地ダネは何ひとつ扱わない、きわめて変則的な新聞であった（仲宗根将二「『空白』の3か月有半～敗戦直後の宮古」：『平良市総合博物館紀要』第1号）。

敗戦とはいえ戦争は終わったのである。民間にしてみれば地元の軍・官・民の様々な動向はもとより、内外の情報を伝えてくれる、いわゆるマスコミはないにひとしかったのである。当然のことながら純然たる民間紙である『みやこ新報』の創刊によせる郡民の期待は大変大きなものがあつたと伝えられている。

これらの宮古支庁や町村役場、新聞創刊等の動向はすべて米軍が進駐して、軍政を布く以前のことなのである。ちなみに米軍の宮古進駐は12月5日。7日には各官衛長、各学校長ら各界代表を招いて軍政について説明、翌8日から軍政がはじまっている（平良好児「戦後新聞の周辺～人間的な息吹き」の所産として）。

ここでちょっと長いけれども、戦後はじめて純然たる民間新聞として創刊された『みやこ新報』の創刊宣言の全文を紹介しておきたい。戦火で荒廃した宮古の「復興」「建設」への、人びとの気概をうかがうことができよう。社主は新城松雄（1902～85）、編集記者は山内朝保（1904～86）と平良好児（本名・定英，1911～96）の2人である。

『みやこ新報』創刊宣言

歴史の転期に際り、郡民各位の絶大なる御声援と御支持により、創刊第1号を御清覧に供し得ることは実に感謝に堪えぬ所で愈々負荷の重大なるを痛感し、至公至平 公正なる報道により、郡民各位の御要請に応えんことを期する所である。

世界永遠の平和を建設し、徹底せる民主化を図ることは現在吾人に要請せらるる重要な課題である。この要請に応じて吾々は如何にして本郡を復興し、新しく建設せんとするのであるか。終戦後の惨憺たる現実の中に立たされて、徒に兵を

語り責任云々を論議し、物情を騒然たらしむるは吾人の取らざる所であり、それは実に敗戦国民として恥の上塗ばかりでなく醜態の限りである。焼跡に立ちて茫然自失、拱手することなく冷静沈着、本郡の現状を見詰め、将来を想ふ時、吾々6万郡民が速急に解決し、重要課題に応えねばならぬ累積せる問題を持つことを知るのである。曰く食糧問題、住宅の建設、金融の問題、市区改正、衛生問題、風俗改善問題等々…挙げ来れば際限がない。この限りなき当面の諸問題を如何に処理せんとするのであるか。しかもそれが速急に実施せられねばならぬ秋、町を想ひ、郡を憂ふるの士は奮然決起して之が打開に邁進すべきである。

幸にして、吾人は自由を得た。今こそ腹ふくる、想ひから蟬脱したのだ、与えられた自由を個人の尊厳に於て伸長し、世界永遠の平和建設に貢献すべき秋が来たのだ。吾人が新聞を発刊する所以も亦この要請に応え平和の基礎に寄与せんとする微衷に他ならない。然し如何にフリースピーチ（言論の自由）とはいえ、自由が我が儘や混同せられては、折角の珠玉が身を拘束し不自由となり、各自の生活に不安と脅威とを加え、戦争以上の暗澹たる世界を現出する、結果となろう。斯くては真の自由が憤死するのである。

所謂自由とは、他人に対して、自分が自分に対してなすが如く行動し、他人に対してなさざることを為さざることである。従って之は自己支配であり、被支配である。決して他への支配ではないのである。この境遇に於てのみ吾人は自由を語り得るのである。此処にこそ個人の尊厳が確立され、政治に於ける真の民主化も期待されるのである。それなりに自由は責任を伴ふと言はれるのである。即ち責任なき自由は存在せぬのである。

新聞も亦社会及び世界の公の機関たる点に於て正確と公平、人類全体の利益に奉仕することに於て責任を負はねばならぬのである。吾人は亦真の自由を獲得するために欣然この責任を完遂せんと期するものである。惨苦の中に立ちて道遥かなる平和の建設を想ふ時、吾人の自由は奔放に発揚せられ、われらの手によってわれ等の島を復興し、新建設に全力を傾倒せんと念願するのである。願くば島の新聞として御愛読、御指導賜らんことを！

昭和20年12月1日

宮古では『みやこ新報』創刊以後、1952年4月1日「琉球政府」発足のころまでに13種にのぼる新聞が発行されている（資料1参照）。戦中の極端な言論抑圧から解放され、くわえて民主主義の到来によって自由な言論活動がはじまったといえよう。

資料1：戦後初期の地元新聞（1945～1952.3）

タイトル	創刊	発行人	編集人	刊	型	頁	備考
1 みやこ新報	1945.12.1	新城松雄	山内朝保・平良好児	隔日	A4	2	
宮古朝日新聞	1950.8.21	下地淳一		〃		2	経営譲渡、改題
2 宮古タイムス	1946.5.10	下地邦利	下地明春・平良好児	隔日	A4	2	下地恵位→下地盛寿
3 宮古公論	1946.5.15	宮古民主党	下地徹	月6回	25×20		
時事新報	1950.6.7	富永岩雄	山内朝保	月8回		2	改題
4 宮古労農新聞	1946.	宮古労農協議会					10号で廃刊
宮古大衆新報	1946.7.1	砂川恵達	伊志嶺朝茂	週	B4	2	改題、ガリ版
5 宮古朝日新聞	1945.9.1	瀬名波栄	瀬名波栄				「神風」改題
宮古民友新聞	1946.7.10	瀬名波栄		月12-14回		2	1947.8. 亀川恵信へ
6 宮古ガゼット	1946.	上地玄興	吉村玄得・砂川真美				
7 先島時報	1946.						1948.6.18みやこ新報へ合併
8 宮古教育	1947.9.1	宮古教育会	宣伝部	月	B5	8	
教育時報	1950.4.15	〃	花城朝勇・譜久村寛仁	週	B4		改題
宮古教育時報	1962.7.20	宮古教職員会	野平恒	隔日	ブロンケット	2	改題
9 公報新宮古	1948.4.22	宮古民政府	総務部調査課	月3-4回	A4		
10 宮古婦人新聞	1949.8.1	下地徹	下地徹	月4-5回			
11 日刊ニュース速報	1950.7.21	本村隆俊	平良恵仁	日	A4		ガリ版
12 みやこ時報	1951.8.18	平良好児	平良好児・瀬名波栄	月8回			
宮古新報	1952.7.10	与儀達敏	平良好児	隔日	ブロンケット	2	本永透→平良雄良
南海タイムス	1954.9.10	盛島明秀	瀬名波栄	〃	〃	2	
13 宮古経済時報	1950.	赤嶺民夫	瀬名波栄	月6回	ブロンケット		
宮古経済新報	1951.	〃		隔日	〃		改題

（『平良市史』第5巻資料編3戦後新聞集成等をもとに作成）

(2) 文芸誌の創刊

翌1946年3月5日には平良好児が新聞記者のかたわら、単独で文芸誌『文化創造』を創刊している。A4判、8頁建て、10日ごとに発行する旬刊誌であるが、5号で停刊している。用紙など必要資材が極端に不足し、経済的にも非常に困難な時期である。それでも主宰者の平良好児は創刊号で、「創刊の辞に代へて」と副題した「次に来る出発点」並びに「編集後記」で、およそつぎのように創刊の意図を明示し、さらに読者への「投稿歓迎」よびかけでは、「研究発表、社会評論、政治批判、創作中・短編、詩、短歌、随筆、読者の声」と、幅の廣さをみせている。

次に来る出発点（創刊の辞に代へて）

民衆の文化低迷／知識層の知識貧困、之等を培ふ為の目論見である。インテリのはんりよたり得るは勿論民衆文化の巨火たるべき意図の下に全幅の知的労働が

ささげられるべく、好児空拳にして、「文化創造」を世に贈る。次に物書しよう。
(中略)

僕は宮古における虚偽と混迷の世相の中に自分を静かに見つめる為に沈黙を求めて来た。それは丁度白紙の上にペンを握ての休息であった。それは次にくる出発点に立つ息づまる様な感激の発作である。おゝ、ペン先が震へる。

編集後記 表紙の創刊の辞に書いた様に「ペン先が震える」ほど内燃の焰は私をちっとしておれなくするのである。書籍のみを友に寝食を忘れた時代の如く今、私の文化運動への意欲は徒らに埋火であってはならないと思ふほど明るみへ出発するのだ。私は空拳を以て立った。紙不足で経済苦の只中に…。江湖の士来りて語れかし地下に燃えたぎる埋火の同志、来りて与せよ！(中略)

×「文化創造」を皆の舞台として活用せられよ。好児

3号までは文字どおり10日ごとに順調にでていた。しかし実質6号分、2か月遅れて6月25日にでた4号では、巻頭に「復刊のことば」をかかげ、「文化創造は2ヶ月発刊不能の余儀なきに至らしめられた。種々の事情が介在しその間には世情も幾分形を代えている。而し一切のねたみや経済的迫害によって文化の前衛が打ちひしがれる事は絶対にないのであって、愈々不退転の気迫は燃えたぎるのである」と、不退転の気迫のほどを鮮明にしたが、次の第5号はさらに2か月遅れて8月25日にでて、そのまま停刊してしまった。

しかしこれはひとり平良好児の「空拳」のもたらした不運な『文化創造』のつまづきではあっても、当時の宮古の若ものすべてがつまづいたわけではない。早くもその年の11月には本村武史、平本魯秋、克山滋らに平良好児もくわわり、15人の若ものらによって改めて宮古文化協会が設立されている。早くも12月1日にはB4判、裏表2頁切りのガリ版刷りではあるが、『文芸旬刊』と銘うった文芸誌を創刊している。メンバーは必ずしも文学青年ばかりの集りとはいえず、むしろ知識や情報に飢えた若もの集団の拠り所といった方が適切であろう。

本村武史執筆の巻頭言は「文芸人の使命—創刊の辞に代えて」となっているが、つぎにみるように、「文化島宮古建設」を標榜、編集後記も「強力なるジャーナリズム形成」を求める立場を鮮明にしているからである。

文芸人の使命 創刊の辞に代へて

混沌たる世相の中にあつて我々の苦闘は骨の髄までしみ透った。世は一切を挙げて欺瞞の限りをつくした軍閥と財閥への呪咀に満ちている。然して沖縄戦を敢

へて□□の犠牲を平然と見送った彼等へ我々沖縄人は更に呪詛の叫びを加へる。

然し乍ら吾々は文芸人である。然も沖縄の文芸人である。我々は敗戦の重大ポイントとして日本人個々の内面に巢食ふ封建的な性格思想感情を象徴的に取上げねばならない。(中略)

更に吾々は彼等自身の内面への鋭い一□を加へねばならない。宮古人の現実主義的観念は果して敗戦後の混乱の中のみ発生したものであるか排他的感情が封建性が島国根性が原始的風習が果して日本人のみに与へられるべき批判であるか。宮古島永却の建設理念は眼前の動揺、低級なるリアリズムに左右されて思念の外に忘れがちである。我々は我等の文学の政治性、啓蒙性を信ずるものである。我々は我等文芸人の進むべき方途をここに誤りなく思ひ出して文化島宮古建設の為文学なんて生活の質ではないと嘲笑する原始リアリズムと原始マンモニズムに新文化の名に於て鬭争せんとする。この意味に於てのみ本紙の創刊は祝福されるべきである。(後略)

編集後記 創刊号を世に問ふ。宮古に於ては始てである故、幾多の曲折があり、我等の期待はむしろ今後にある。

我等は一つの運動を提示したにすぎない。志ある人々が駆け参じて運動の昂揚にあづかって戴ければ宮古文化建設のため幸甚この上ない。

ソリダリテイの欠如、宮古人の欠点と云ふ。我等はかかる無教養に耳をかさぬ。むしろ宮古文芸協会結成の報伝はるや、文化人の目、耳、鋭敏なる頭脳は、或は馳せ参じ或は声援を送る。我等は宮古文化昂揚の名に於て感謝するものである。

我等の思念は純文学研究の側、宮古文化建設の為あらゆる論説の粹を集めて強力なるジャーナリズム形成を願ふ。其の意味に於て文化人の協力を願ってやまない。(中略)

纜は解かれた。真□の若肌は遅しく美しい。風は順風。水平線に遥かに微笑む。友等いざ。

敗戦直後の廢墟に立つ当時の人びとのなかには、『みやこ新報』はもとより『文化創造』やガリ版刷り1枚切りの『文芸旬刊』でさえ、配達されるのを待つのではなく、刷りあがるのを待ちかねて受けとりにくる人も多かった(平良好児談)、と伝えられている。

ここで文芸協会設立にさきだって、のちのその重要な母体の一つともいえる俳句会がスタートしたエピソードについて紹介しておこう。1983(昭和58)年12月28日付発行の文芸誌『八重干瀬』(やびし)4号に平良好児が「文芸旬刊と平本魯秋」と題して魯秋の遺稿を紹介している。

それによると大陸で敗戦をむかえ、武装解除後復員までの幾月かを香港近くの小島で過ごした平本魯秋（本名・實一（1915～83））は、虜囚の身のうさばらしにさそわれるままに近くの居留民の句会にくわわるようになった。そのころ最高点をとった作品が「櫓の音去りまた来て消える時雨かな」である。この感激からペンネームを中国近代文学の作家・魯迅にあやかって、櫓の木扁をとり「魯秋」にしたという。翌1946年帰郷したが、直ぐには定職につけず習いおぼえたばかりの俳句の仲間ほしさに、焼跡の掘立小屋のような自宅の軒先に「宮古俳句会」と記した小さな木片をかかげた。1週間ばかり過ぎたとある日の夕方、その標札をじっとみつめる男がいた。それが戦後宮古の文芸運動を語るうえで、平良好児とともに欠かすことのできない本村武史（本名・玄典、1915～68）と魯秋との出会いである。

魯秋はその後一時期教職につくが、文芸誌をだすためには金も紙も必要だとのことでブローカーに転じた。米軍用船L S Tに便乗しての沖縄本島通いがはじまる。沖縄本島で必要としていたカツオ節や仔豚を運んだという。当時は米軍全面占領下、奄美・沖縄・宮古・八重山の各群島間とも往来は米軍の許可を必要とした。魯秋はいわゆる密航ではなく米軍政府の許可を得ての正規の渡航である。「営利ではない。沖縄でペーパーを入手し、その紙で文芸誌をつくる」という主張が米軍政府を動かしたというのだから、窮すれば通ずのたとか、それともジャーナリズムを尊重してのことであろうか。ともあれ戦後宮古の文芸運動はこのようにしてスタートしたのである。それから1952年までに雑誌は10種発行（資料2参照）されている。また、書籍も確認できるだけでも9点発行（資料3参照）されている。

資料2：戦後初期の雑誌（1945～1952.3）

タイトル	創刊	発行所	編集人	分野	刊	型	頁	価	備考（最終号等）
1 文化創造	1946.3.5	文化創造社	平良好児	文芸	旬	A 4	8	1部1円	5号? (1946.8)
2 文芸旬刊	1946.12.1	宮古文芸協会	本村武史	〃	〃	B 4	2	月3円	26号? (1947.9)
3 宮古文化	1948.1.25	宮古文化連盟	〃	〃	月	B 5	14	10円	10号? (1949.8.1) 2号以降「文化」
4 防 犯	1948.5.30	宮古防犯協会	平良好児	公安	〃	〃	12	10円	5号? (1950.12.3)
5 女性文苑	1948.7.			文芸					「文化」5号 (1948.8.1) 編集後記
6 季節風	1948.12			〃					「文化」8号 (1949.1.1) 広告
7 郷土研究	1949	郷土研究社	稲村賢敷	歴史	季	B 5	30	30円	4号? (地方自治七周年記念誌)
8 雄 弁	1949.11.25		砂川真美 新城玄英						「みやこ新報」(1949.11.28) 記事
9 時事読物	1949.12.16	平良好児	平良好児	総合	月2回	B 4	2		4号? (1950.2.1)
10 文 芸	1950.3.15	宮古文芸社	本村武史	文芸	月	B 5	39	20円	創刊号?

資料3：戦後初期の単行本（1945～1952.3）

書名	編著者	発行年月日	発行所	型	頁	価	備考（最終号等）
1 句集白百合	宮古俳句会	—		—	—	—	「文芸旬刊」20号（1947.6.20） 「宮古タイムス」（1947.7.8）記事
” 2号	”	1951.11.20		20×14	21	—	
2 詩集白南風	本村武史	1947.7.10	宮古文芸旬刊編集	20×14	17	非売品	「文芸旬刊」20号（1947.6.20）
3 宮古史要		1948.7.	宮古民政府		60	10円	「公報新宮古」（1948.7.15）
4 詩集白い手袋	克山 滋	1948.10.10	克山 滋	A 4	28	25円	活版印刷
5 宮古伝説童話集	本村武史	—		—	—	—	「文化」8号（1949.1.1）編集後記
6 宮古民謡集（稿本）	友利明令	1949.4.1	—	B 5	96	—	稲村賢敷文庫
7 本村武史創作短編集	本村武史	—	宮古文芸社	—	—	—	「文芸」創刊号（1950.3.15）予告
8 宮古島史蹟めぐり	稲村賢敷	1950.4.17	郷土研究社	B 5	62	40円	ガリ版刷り
9 下地町誌	下地町誌編さん委員会	1950.8.10	下地町役所	B 5	252	非売品	ガリ版刷り

(3) 文化連盟の設立

宮古中が焦土と化し、衣・食・住はじめすべてにわたってないものづくしのなかにあっても、こうした活字に飢えた人びと、知識や情報を求める若ものたちの動向は、小なりといえども戦後宮古の民間行政の最高機関となった宮古支庁、そしてその後身である宮古民政府を動かし、戦後宮古の出発に当たって“自立、を模索するなか、「文化宮古」→「文化立島」を視野におさめるようになったといえる。

1947年8月には「新宮古建設の歌」を公募し、明るく希望にみちた歌をとおして人びとに宮古建設への希望を与えている。歌詞は仲元銀太郎（1910～98）、曲は豊見山恵永（1911～81）である。同年11月には民政府を事務局に、各界を網羅した宮古文化連盟（稲村賢敷委員長、1894～1978）を設立させ、さらに宮古文化史編さん委員会をもスタートさせている。編さん委員には稲村賢敷、平良彦一（1889～1959）、友利明令（1892～1971）、与儀達敏（1901～65）、山内朝保（1904～86）、大井浩太郎（1907～88）、島尻勝太郎（1912～88）、平良好児（1911～96）ら8人が委嘱され、バス・タクシー等の交通手段もろくになく、道路も狭く未舗装のころ、宮古全域を踏査、古跡・古謡・祭祀・文献等の調査をはじめている。翌12月には、同年7月東京で死去した伊波普猷（1876～1947）を悼んで追悼会まで催している。この追悼会では宮古研究の先達で、すでに20数年前に死去した富盛寛卓（1871～1924）、同じく20年近く前に死去した『宮古史伝』の著者・慶世村恒任（1891～1929）の2人をくわえ、3人の合同追悼会として催したのである。

これら一連の動向をとおして、戦後宮古の出発にあたって、宮古の“自立、を模索する

なかで、いわゆる官民あげて先人のきづいた郷土の歴史と文化を掘り起こし、学ぼうとした当時の人びとの熱い思いのほどが伝わってくるようである。1948年4月には、宮古教育基本法、学校教育法を独自に制定して、6・3・3制をスタートさせている。本土に遅れることわずかに1年ということになる。

4. 生活・社会基盤の整備

1950年代に入ると、衣・食・住もあるていど落ち着いてくる。平良市では電気・水道・港湾の三大事業並びに都市計画構想も検討されるようになってくる。陸路、海路、ついで那覇～宮古～石垣間の民間航空路も開設される。これらの諸施策は年次的に宮古全域に広げられ、今日の宮古の都市基盤あるいは生活経済基盤の基礎をなすものである。

三大事業の実現は、時間制限の「ホテル送電」や早朝の婦女子の水汲み、焼玉エンジンのほしけによる沖合はるかな汽船を往来していた人びとにとって、輝く終夜灯、蛇口をひねるだけであふれる水道、岸壁への大型汽船の横付けなど、まさに隔世の感であったといえよう。

(1) 高揚する民衆運動

1960年代に入ると、日本経済の高度成長、米国の「ドル防衛」政策の一環としてあらわれた「貿易自由化」要求等を反映して、琉球政府は「糖業振興5か年計画」をうちだした。県内各地で小型製糖工場の合併、合理化がすすめられる。宮古ではわずかばかりとはいえ烏尻・大浦・長間など各地にあった田ンボがすっかり姿を消し、各種作物の輪作で土地の高度利用をはかっていた農業がサトウキビを基幹作物とする単作農業に転換させられていった。

同時にこの時期には、1951年夏以降一定の停滞を示していた沖縄県民の壮大な祖国復帰運動が再燃し、全県的にかつてなく大きく展開されるようになる。祖国復帰運動には県内すべての小・中・高校の管理職をふくむ全教職員を結集した教職員会（沖教組の前身）や官民の各種労働組合、青年会、婦人会ばかりでなく、市町村長会、市町村議長会等もくわわっていたのが、当時の運動の特徴である。しかしこうした全郡（県）民的な運動に分裂を持ちこむかのように、米国国家資本である琉球開発金融公社（略称・開金）は、製糖会社への融資の条件に糖業の合理化—宮古・伊良部・宮尋三製糖会社の合併を押しつけてきた。

結果的に糖業資本と農民協議会（全沖農宮古地区協議会）に結集したサトウキビ作農家の対立・抗争をもたらすこととなった。平良のまちには警備強化のための武装警官隊が米軍用機で急派される事態となった。1965（昭和40）年7月24日、宮古製糖株主総会当日、平良の市街地でカービン銃が発砲され、後日騒擾罪が適用されたのである。多くの農民活動家が逮捕され、取調べをうけた。労農共闘会議を中心に、県内外からの応援もくわわ

た、祖国復帰をはさむ10年近い粘り強い法廷闘争で、7人の被告全員1審では有罪になったが、1975年5月10日、2審で無罪をかちとった。騒擾罪は成立しなかったのである。

しかし勝利したとはいえ、「糖業合理化」一製糖会社の合併に反対した農民活動家、ひいては農民協議会に対する弾圧で、その後の宮古の民衆運動ははかりしれない大きな打撃をこうむった。祖国復帰運動や原水爆禁止・平和運動まで一定の停滞を余儀なくさせられたのは否定できないであろう。なおこの事件について、労農共闘会議側は「宮古農民弾圧事件」とよび、一般マスコミ等ではいまでも「宮古農民暴動事件」とよばれている。2審の福岡高裁那覇支部での無罪判決後、検察側が上告を断念したことで被告全員の無罪が確定したが、このとき労農共闘会議の支援で組織された被告団並びに弁護団の「声明」全文はつぎのとおりである。

声 明

今日5月23日、最高検は宮古農民弾圧事件について、福岡高裁那覇支部が去る5月10日言い渡した騒擾罪全面無罪の判決に対して上告を断念する旨決定した。これは証拠を事実を照らすとき当然の決定である。

本事件は、一島一製糖会社による苛酷な農民収奪の体験を持ったきび作農民が、再び製糖会社の合併により一島一製糖会社という事態がひき起されようとしたことに対して、きび作を唯一の生活の糧としていただけに、全島民の支持の下でねばり強くくりひろげた合併反対という正当な抗議行動に対して加えられた弾圧であった。

この事件の審理に現われたすべての事実経過が示すように、当初から農民の行動は正当なものであったにもかかわらず警察権力は、米軍の施政権下に在った当時の状況を背景として、自ら行った違法な警備活動、及び違法な銃器使用を正当化する為、捜査の途中から騒擾罪をデッチ上げたものであった。

生存権を保障した平和憲法の下では、とうてい許すことのできない警察権力の対応である。このような農民の正当な行為を騒擾罪に仕立て上げることは、法と正義の名に於いて許されるべきものではない。本件が控訴審に於いて無罪の評価を下されたことは、むしろ当然であり、働く農民、全島民の闘いの勝利である。

最高検が上告を断念した裏には、本件のこのような動かすことのできない正当性があったことはもとより、不当な弾圧を許さないという全国民のこれまでの数々の闘いの成果があったと云わなければならない。

被告団、弁護団は今日の最高検による上告断念の決定に心から満足の意を表すると共に、我々の闘いを温く支援された宮古島をはじめとする全国の民主勢力に対し、心から感謝の意を表明し、これからも民主主義の擁護と不当弾圧反対のた

めに闘う決意である。

右声明する。

1975年5月23日

宮古農民弾圧事件被告団

同 弁護団

(2) 災害と大企業の土地買い占め

1972（昭和47）年5月の祖国復帰を前にして、宮古はたてつづけに二つの超大型台風と未曾有の大旱魃に見舞われた。1966年9月、復帰前であったにもかかわらず気象庁によって「第2宮古島台風」と命名された台風18号コラ（最大瞬間風速85.3メートル）、68年9月、同じく気象庁から「第3宮古島台風」と命名された台風16号デラ（最大瞬間風速79.8メートル）、さらにそれらの悪夢から未ださめやらぬ1971年には、3月～9月にかけて180余日におよぶ大旱魃である。この旱魃では基幹作物のサトウキビは45万トンの当初生産予想が5万8,000トンの収穫に止どまった。およそ90パーセントの減産であった。

これらのあいつぐ災害で落胆、農業に見切りをつけて、郡外へ、県外へと出稼ぎに行く人がふえていく。それらの仕送りによって支えられる農村、なかにはそのまま出稼ぎ先に定着してしまう人もでる。残された高齢者と婦女子ばかりの留守宅、俗に「三ちゃん農業」とよばれたのは宮古も同様であった。こうした事実上後継者のいない農村に、祖国復帰を目前にしたこの時期、大企業の土地の買い占めがはじまった。

1坪（3.3平米）当たり33セント～1ドル20セント（120～430円）で、ピース1個で土地が買えると、週刊誌に広告がでていと大っぴらに語られたのもこのころのことである。東急、近鉄、ダイエー等の大手ばかりでなく、群小の土地ブローカーが暗躍する。こうして土地代と観光開発による働く場の提供というばら色の唱い文句で、個人有地はもとより字有地、町村有地に至るまで買い占められた。景勝をほこる海岸沿いの土地はほとんど企業の手に残っている。当時沖縄県宮古支庁の調べによると、宮古全域で企業の手に残ったのは、農地294万5,167平米、山林・原野805万4,199平米、採草放牧地117万6,533平米、合計1,217万5,899平米である（資料4参照）。

資料4：企業による土地の売却状況 1973年6月現在（沖縄県宮古支庁調べ）

市 町 村	農 地	山林原野	採草放牧地	計
平 良	61万2,892	210万6,166	—	281万9,058
城 辺	62万5,259	319万2,982	63万8,855	445万7,096
下 地	165万7,367	139万1,614	—	304万8,981
上 野	3万6,348	91万9,219	4万1,811	99万7,378
伊 良 部	1万3,301	2万6,864	—	4万0,165
多 良 間	—	31万7,354	49万5,867	81万3,221
計	294万5,167	805万4,199	117万6,533	1,217万5,899

単位：平方メートル

『平良市史』第2巻通史編2戦後編・279～280頁

(3) 公共工事と自然破壊

1972年5月の祖国復帰後は、本土並み・格差是正の美名のもと、道路や港湾、護岸、農業基盤整備、リゾート開発などの大型公共工事が、第一次産業に代って、新たな基幹産業の観を呈している。農漁村の働き手は工事現場へ、あるいは県外へとでていき、都市地区の過密化、農漁村の過疎化に拍車をかけている。さらに自然景観も急激に変容してきている。日ごろ見なれた小丘が消え、山林・原野が消える。聖地として長年月にわたって人びとの信仰の対象として守られてきたはずの御嶽林まで縮小され、消えつつある。宮古にとって唯一の水源ともいえる地下水の保全に重要な役割をはたす森林面積は、復帰翌年の1973年に7,069ヘクタールあったのが、20年後の1993年には3,690ヘクタール（宮古支庁編『宮古概観』）とほぼ半減している。これは宮古の総面積の16.4%であり、全県の森林面積47%に比べておよそ三分の一の数字である。地下水も海も汚され、自然破壊はいまもつづいている。

原風景の喪失にくわえて、農耕形態の変化は国の食糧政策に起因するとはいえ、主要食糧品まで移輸入に仰ぐほどに食生活まで変容させている。若もののいなくなった農漁村はこうして生活様式を大きく変容させている。さらに核家族化現象は方言のいっそうの衰退をうながし、伝統行事・民俗行事の担い手、後継者の育成もままならず、結果として村（字）ごとの御嶽中心の神事まで変容を来たしつつある。地域の個性は失われ、共同体は危機に瀕している。

5. むすびにかえて：先人に学ぶ

悲観的要素ばかり列挙したきらいがあるが、もとよりこれらがすべてというわけではない。かつての祖国復帰運動から地域の様々な自然保護運動や文化活動が市町村行政にも反映、ハード面ばかりでなくソフト面の事業も取りくまれてはいる。

多良間村では1964（昭和39）年、有志による「史跡保存会」がつくられて村内各地の史跡調査を進め、1971年9月文化財保護条例を制定させ、ついで村史編さんも始めている。平良市では1967年11月、同様有志によって「文化財を守る会」が設立され、史跡めぐりや芸能大会等の諸活動をとおして一般の文化財への関心を高めてきた。こうして1973年には文化財保護条例を制定し、1974年には市史編さん、市民総合文化祭、宮古まつりなどの各種事業がスタートしている。城辺町、下地町、伊良部町、上野村等でも同様にそれぞれ文化財保護、修史事業、各種イベント等が積極的に取りくまれている。

これらの延長線上に、宮古6市町村で構成する宮古広域圏事務組合の全日本トライアスロン宮古島大会はじめ、天女の水まつり、トーガニ大会、サニツ浜カーニバルなど、地域おこしの様々なソフト事業も取りくまれている。また、人口数万の島には全国的にもめず

らしいとされる東京や大阪など、大都市への航空直行便の就航、さらには世界的にも例のない2,000万トン容量という大規模な灌漑用地下ダム建設など、ハード・ソフト両面ともに同じく行政当局によってすすめられているのである。

見ようによっては自然保護や文化財保護に当たる行政当局が、他方では自然破壊も文化財破壊も積極的に推進しているということになろう。まさに股裂き状態といっても過言ではない状況である。この整合性をどうはかり、地域の本来あるべき姿を求めていくかが、緊急課題として問われている。

かつて宮古の市民運動、民衆運動は自然保護の観点からもいくつかの重要な実績をもっている。1981年には、与那覇湾の淡水湖化をやめさせ、1989年には宮古唯一の森林地帯とされる平良市の大野山林内に計画された横断道路を取りやめさせたこと等である。いずれの場合も生態系を狂わせ、ひいては地域の人びとの生活や生命の安全を脅やかすおそれがあるというものであった。近くは白川田水源に隣接してのホテルやゴルフ場等をもつ大型リゾート「ラ・ピサラ計画」を平良市長選挙（1994.7）の最大の争点と位置づけ、いのちの水を守るために同計画をやめさせると明言する候補者を当選させている。新市長は就任後初めて招集した臨時議会で、「地下水源を安全で安定して供給するために、水源かん養林地帯の保全、拡充をはかり、乱開発、水源汚染に対する徹底した監視及び防止対策を講じます。したがって宮古郡民全体の水ガメである白川田水源に近い「ラ・ピサラ計画」については、撤回を求めます。また、県や他町村とも提携して森林組合等をつくり、積極的に造林計画および地域の景観保全、緑化活動を推進します」（1994.8.29）と表明した。同計画はいま新市長と企業側の話し合いで、方向転換しつつあることはマスコミ等も伝えているとおりである。森林組合は県と連携して、早くも本年（1995）4月、宮古6市町村相提携して設立、活動をはじめている。

確かに近代化の波は島嶼県の沖縄県はおろか、日本列島の隅々、辺境といわれる島々までも容赦なく画一化していく勢いである。それゆえになおのこと、宮古（沖縄県・日本）のゆたかさとは、経済的には勿論のこと、文化的にもゆたかでなければならないと考えている。

焦土と化し、衣・食・住にも事欠きながら新聞・雑誌をだした戦後宮古のスタートの初心に返って、「文化立島宮古」の建設をめざした先人の知恵・教訓に学びつつ、次代に悔いることのない、21世紀を迎えるにふさわしい方向を求めていかねばならない。

（1996.2.26整理）

〈付 記〉本稿は1995（平成7）年9月23～24日、平良市中央公民館で催されたシンポジウム「戦後50年～宮古の現状と課題」における主題「自然・文化変容」の基調報告である。当日は時間のつごうで引用資料はすべて資料名の紹介に止どめたため、改めてここに内容を示した。併せて年度については可能な限り年月日を明示することで、その後の時期の理解をたすける配慮をした。